

京都市告示第 48 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 4 月 8 日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者
社会福祉法人修光学園（理事長 森 のり子）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
京都市左京区修学院山添町 8 番地 2
- 3 事業所の名称
修光学園ショートステイ「h i k a r i」
- 4 事業所の所在地
京都市左京区山端滝ヶ鼻町 3
- 5 指定する事業の種類
短期入所
- 6 指定年月日
令和 2 年 4 月 1 日
- 7 事業所番号
2 6 1 0 6 0 0 0 1 3

（保健福祉局障害保健福祉推進室）